

公立芽室病院への交通手段の確保について

資料 2

1. 目的

地域で運行されている既存の交通手段（道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送）を活用し、公立芽室病院への通院手段の確保及び患者の利便性向上を図るため、期間限定の実証事業を実施します。

2. 事業概要

項 目	内 容
実 施 期 間	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで (検証結果等により、令和 10 年 3 月 31 日まで延長する場合があります。)
対 象 者	対象交通の利用資格を有し、対象交通を利用して公立芽室病院を受診する者
対 象 利 用	病院への通院に係る往路又は復路の利用
通 常 運 賃	1 人・片道 1 乗車につき 1,000 円
利 用 者 負 担	1 人・片道 1 乗車につき 500 円
病 院 負 担	1 人・片道 1 乗車につき 500 円

3. 負担の仕組み

片道 1 乗車 1,000 円 → (利用者負担 500 円 + 病院負担 500 円)
病院負担分は利用者へ交付せず、利用実績に基づき運行主体へ支払います。

4. 実績確認及び事業検証

運行主体から報告された利用実績と病院の受診実績を確認した上で、病院負担分を支払います。

実証期間中の利用状況、通院手段の確保に関する効果及び事業費等を検証し、実証期間の延長又は実証終了後の事業の継続、変更若しくは終了を判断します。